

「第四次滋賀県廃棄物処理計画」の答申案について

1 今後の主な予定

2月15日（月）	環境審議会会長より答申
2月下旬～3月	庁内調整
3月上旬	議会（環境・農水常任委員会）
4月頃	県民政策コメント 市町等意見照会
8月頃	策定

2 検討のポイント（素案からの主な修正点等）

<p>（1）食品ロス対策について（廃棄物部会での御意見）</p> <p>①背景に、国連の「持続可能な開発目標」（SDGs）などの動きも盛り込むこと。</p> <p>②食べきりの普及啓発の取組について記載を追加すべき。</p> <p>③「食品ロスの量」を把握する旨を記載すべき。</p> <p>④フードバンクの取組に関して、県としてどのようなサポートができるか検討すべき。</p>

⇒①～③の御意見のとおり記載を追加する。

⇒④の御意見を踏まえ、廃棄する食品（食べられるもの）削減のため、事業者への食品提供の呼びかけ等を行う旨の記述を追加する。

P17【現状と課題】（食品ロス）

世界的に飢餓の増加や食料供給の不安定化が懸念され、国連では 2030 年までに小売・消費レベルにおける世界全体の一人当たりの食料の廃棄を半減させることを目標として掲げています※その一方、我が国における食品ロス（食べられるのに廃棄された食品）の平成 24 年度の発生量は…（以下省略）

※「持続可能な開発目標」（Sustainable Development Goals : SDGs)を中核とする「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」が平成 27 年(2015)年 9 月 25 日に国連サミットで採択。

P18【施策の方向性】（食品ロスの削減推進）

- 市町や飲食店、宿泊施設、食品販売店等の事業者と連携し、食品ロス量の把握や食品の食べきり等の普及啓発等を行うとともに、食べられるにもかかわらず廃棄される食品の削減に向けた情報提供などを通して、事業者が排出する食品ロスの削減を推進します。

(2) ごみ処理の広域化について（廃棄物部会での御意見）

- ごみ処理の広域化はなかなか進まないのが現状とのことであるが、結果はどうあれそういう方向性を記載することが必要。
- 広域化について、「ごみ発電の推進」の観点を入れても良いのではないか。

⇒「現状と課題」や「施策の方向性」に広域化の意義等を示す表現を追加する。

P24【現状と課題】（一般廃棄物処理施設）

既に県内の一部の施設では、熱回収や発電設備が導入されていますが、地球温暖化対策等をさらに推進するため、新設や更新を予定する市町や一部事務組合の処理施設において、今後も引き続き熱回収や発電設備の導入を促進する必要があります。

また、ごみ発電や熱利用施設の導入、処理の効率化等に向け、県内各地域において一般廃棄物処理施設の広域化（集約化）が進められています。

P25【施策の方向性】（一般廃棄物処理施設の整備等）

- 「滋賀県一般廃棄物処理広域化計画」の策定以降の状況変化や地域の実情等を考慮しながら、ごみ発電や熱利用の導入、処理の効率化等に資する処理施設の広域化について、長期的な視点で市町や一部事務組合に対して必要な助言や情報提供を実施します。

(3) 店頭回収について（議会（環境・農水常任委員会）における指摘）

- 店頭回収（スーパー等での資源回収）の「実施店舗」だけをPRするのではなく、そういう仕組みを回している人達がいるので、そうした仕組みが滋賀県に行き渡るようにされたい。

⇒「実施店舗」に係る情報に加えて、回収システム（店頭回収での処理の流れ等）に係る情報も併せて情報提供する旨を追加する。

P22【施策の方向性】（多様な資源回収ルートの利用促進）

- 行政回収や集団回収のほかに、その利便性等から資源回収の一つのルートとして定着しつつある店頭回収における資源回収状況を把握するとともに、回収システムおよび実施店舗に係る情報を県民に周知し、その利用を促進します。

（４）廃食用油について（議会（環境・農水常任委員会）における指摘）

- ・廃食用油について、積極的には触れられていない。滋賀県で先駆的に行われている取組であり、ぜひ育てていくかたちで記述してほしい。

⇒「バイオマスの利活用の推進」の箇所（P34）でも「廃食用油」に触れているが、指摘を踏まえて、以下の箇所にも追加する。

P22【施策の方向性】（市町へのリサイクル施策に係る情報提供）

- 県内市町のリサイクル施策、古紙や廃食用油などの資源回収の取組状況、他県等の先進事例などの情報提供を通じて、市町におけるリサイクル施策を支援します。

【参考】(P34)

**第3節 その他循環型社会の進展につなげる施策の推進
（バイオマスの利活用の推進）**

- 廃棄物系バイオマス（食品廃棄物、木質系廃棄物、紙類、廃食用油など）を地域に還元させる取組を促進します。

※その他の修正事項は、別添一覧表（「第四次滋賀県廃棄物処理計画（素案）からの修正箇所一覧表」）のとおり。

第四次滋賀県廃棄物処理計画(素案)からの修正箇所一覧表

(廃棄物部会(11/20)意見による修正、委員からの意見(11/20部会後)による修正、市町・一部事務組合・県関係課の意見による修正、議会意見を踏まえた事務局による修正)

番号	頁	箇所		区分	意見等の内容	回答	対応
1	P1	第1章 計画の趣旨等	第1節 計画策定の趣旨	委員からの意見 (11/20部会後)	天然資源の消費が抑制され環境への負荷ができる限り低減された循環型社会の形成を目指す ↓ 天然資源の消費を抑制し環境への負荷を最大限低減する循環型社会の形成を目指す	・御意見のとおり修正させていただきます。	⇒素案を修正
2	P1	第1章 計画の趣旨等	第1節 計画策定の趣旨	委員からの意見 (11/20部会後)	(15行目) …見直しを行いながら、各種施策の取り組んできたところです。 ↓ …見直しを行いながら、各種施策の取り組んできました。	・御意見のとおり修正させていただきます。	⇒素案を修正
3	P1	第1章 計画の趣旨等	第1節 計画策定の趣旨	委員からの意見 (11/20部会後)	(16行目) 「このたび、平成23年8月策定の「第三次滋賀県廃棄物処理計画」(以下「第三次計画」という。)が終期を迎える」 の「このたび、」を削除。	・「このたび、」を「今般、」に修正させていただきます。	⇒素案を修正
4	P1	第1章 計画の趣旨等	第1節 計画策定の趣旨	委員からの意見 (11/20部会後)	終期を迎える ↓ 目標年次に達する or 計画期限を迎える	・以下のとおり修正します。 「第三次滋賀県廃棄物処理計画」(以下「第三次計画」という。)が終期を迎える ↓ 「第三次滋賀県廃棄物処理計画」(以下「第三次計画」という。)の計画期間が終了する	⇒素案を修正
5	P1	第1章 計画の趣旨等	第1節 計画策定の趣旨	委員からの意見 (11/20部会後)	第四次滋賀県環境総合計画 ↓ 「第四次滋賀県環境総合計画」 【理由】 直後の表現と同様に「 」をつける	・御意見のとおり修正させていただきます。	⇒素案を修正
6	P2	第1章 計画の趣旨等	第2節 計画の位置づけ	委員からの意見 (11/20部会後)	図表1 関係法令・関係計画等との関係 ↓ 図表1 主な関係法令・関係計画等との関係 【理由】 他にも多くの法令が関係するため	・御意見のとおり修正させていただきます。	⇒素案を修正
7	P2	第1章 計画の趣旨等	第2節 計画の位置づけ	委員からの意見 (11/20部会後)	滋賀県基本構想 ↓ 滋賀県環境基本条例 【理由】 基本構想は数行記載しており、計画期間が4年間であり改定のたびに環境総合計画を変更していないので、より密接なものに	・「滋賀県基本構想」は県の最上位計画であり、また、基本構想に「廃棄物の減量化・資源循環の推進」として位置付けており削除できません(第三次計画の図でも記載)。 「滋賀県環境基本条例」については、環境総合計画の根拠となる条例であり、図に追加します(「滋賀県環境総合計画」と線で結ぶ)	⇒素案を修正

第四次滋賀県廃棄物処理計画(素案)からの修正箇所一覧表

(廃棄物部会(11/20)意見による修正、委員からの意見(11/20部会後)による修正、市町・一部事務組合・県関係課の意見による修正、議会意見を踏まえた事務局による修正)

番号	頁	箇所		区分	意見等の内容	回答	対応
8	P2	第1章 計画の趣旨等	第3節 計画期間	委員からの意見 (11/20部会後)	<p>…经济社会情勢の変化や廃棄物処理および資源循環に関する法制度の改正等の内容によっては</p> <p>↓</p> <p>…经济社会情勢の変化や廃棄物処理および循環型社会に関する法制度の改正等の内容によっては</p>	<p>・廃棄物処理および資源循環に関する施策を推進することで「循環型社会」を目指すこととしており、「廃棄物処理」と「循環型社会」は並列の関係ではなく、むしろ「循環型社会」は「廃棄物処理や資源循環」を包含するものと考えております。よって、原案どおりとさせていただきます。</p>	⇒原案のまま
9	P3	第1章 計画の趣旨等	第5節 1 国の動向	委員からの意見 (11/20部会後)	<p>これまで進展した廃棄物の量に着目した施策に加え</p> <p>↓</p> <p>廃棄物の量に着目した施策の進展に加え</p> <p>【理由】 廃棄物の変化と捉えられる</p>	<p>・御意見のとおり修正させていただきます。</p>	⇒素案を修正
10	P3	第1章 計画の趣旨等	第5節 1 国の動向	委員からの意見 (11/20部会後)	<p>災害廃棄物対策に係る措置</p> <p>↓</p> <p>災害廃棄物に係る措置</p> <p>【理由】 ダブリの対応(対策、措置)</p>	<p>・御意見のとおり修正させていただきます。</p>	⇒素案を修正
11	P3	第1章 計画の趣旨等	第5節 1 国の動向	委員からの意見 (11/20部会後)	<p>図られたところですが。</p> <p>↓</p> <p>図られました。</p>	<p>・御意見のとおり修正させていただきます。</p>	⇒素案を修正
12	P4 他	第2章 本県の現状と課題	第1節 廃棄物処理の状況	市町・一部事務組合の意見	<p>・一般廃棄物の中に「ごみ」と「生活排水」とあり、P4などの「一般廃棄物」は、「一般廃棄物(ごみ)」とされた方が良い。</p>	<p>・必要な箇所について御意見のとおり修正させていただきます。</p>	⇒素案を修正
13	P4 他	第2章 本県の現状と課題	第1節 廃棄物処理の状況	一般廃棄物の排出量等のグラフ 市町・一部事務組合の意見	<p>・旧定義での数値を新定義へ修正してはどうか。</p> <p>【理由】 過去からのデータも新定義で計算すべきではないか</p>	<p>・新定義はあくまでも平成24年度からであり、平成23年度までは旧定義のみの数値としています。平成24年度以降に新定義と併せて旧定義を記載しているのは、第三次計画が旧定義で目標値を設定していたことや過去から変動推移をみるために記載したものです。 次期計画では新定義に統一する方向で検討します。</p>	⇒原案のまま
14	P4	第2章 本県の現状と課題	第1節 廃棄物処理の状況	総資源化量・再生利用率 市町・一部事務組合の意見	<p>・「平成19年度(19.9%)をピークに下降し、…」の文において、主語(再生利用率)の位置を変更</p>	<p>・御意見のとおり修正させていただきます。</p> <p>平成19年度(19.9%)をピークに下降し、近年横ばいとなり、平成25年度の再生利用率は19.1%となっています。 ↓ 再生利用率は、平成19年度(19.9%)をピークに下降し、近年横ばいとなり、平成25年度は19.1%となっています。</p>	⇒素案を修正
15	P6	第2章 本県の現状と課題	第1節 廃棄物処理の状況	産廃排出量等グラフ 廃棄物部会	<p>・6ページの産廃のグラフ図は、白黒でもわかるようにすること。</p>	<p>・御意見のとおり修正させていただきます。</p>	⇒素案を修正

第四次滋賀県廃棄物処理計画(素案)からの修正箇所一覧表

(廃棄物部会(11/20)意見による修正、委員からの意見(11/20部会後)による修正、市町・一部事務組合・県関係課の意見による修正、議会意見を踏まえた事務局による修正)

番号	頁	箇所		区分	意見等の内容	回答	対応
16	P6	第2章 本県の現 状と課題	第1節 廃棄物処 理の状況	産業廃棄 物の再生 利用率 委員から の意見 (11/20部 会後)	再生利用率の高いがれき類の排出量の増加が率の増加に寄与したことによるものと推測 ↓ 再生利用率の高いがれき類の排出量の増加が寄与したことによるものと推測	・御意見のとおり修正させていただきます。	⇒素案を修正
17	P7	第2章 本県の現 状と課題	第1節 廃棄物処 理の状況	産業廃棄 物の最終 処分量 委員から の意見 (11/20部 会後)	公益財団法人滋賀県環境事業公社の最終処分場であるクリーンセンター滋賀 ↓ 公益財団法人滋賀県環境事業公社のクリーンセンター滋賀(最終処分場)	・「滋賀県環境事業公社の最終処分場」であることをわかりやすく示したものであるため、原案のままさせていただきます。	⇒原案のまま
18	P7	第2章 本県の現 状と課題	第1節 廃棄物処 理の状況	産業廃棄 物処理施 設 ①中間処 理施設 委員から の意見 (11/20部 会後)	多い状況です。 ↓ 多くを占めています。	・御意見のとおり修正させていただきます。	⇒素案を修正
19	P8	第2章 本県の現 状と課題	第2節 第三次計 画の達成 状況	委員から の意見 (11/20部 会後)	・「定点観測による散在性ごみ個数」は、平成26年度は未達成ですが、平成25年度には達成するなど概ね目標値を達成しています。」を削除。 【理由】 主観的な見解では ※何らかの理由があり、説明出来るのであれば良いが、H25だけで判断？	・御意見を踏まえ、以下のとおり修正します。 「定点観測による散在性ごみ個数」は、平成26年度は未達成ですが、平成25年度には達成するなど概ね目標値を達成しています。」 ↓ 「定点観測による散在性ごみ個数」は、平成26年度は未達成ですが、平成21年度や平成25年度は目標値を達成しています。」	⇒素案を修正
20	P 11	第3章 計画の基 本方針お よび目標	第1節 基本方針 1 2Rの取 組強化・リ サイクルの 推進	委員から の意見 (11/20部 会後)	特段資源やエネルギーを必要とせず ↓ 一般に資源やエネルギーを必要とせず	・御意見のとおり修正させていただきます。	⇒素案を修正
21	P 11	第3章 計画の基 本方針お よび目標	第1節 基本方針 1 2Rの取 組強化・リ サイクルの 推進	委員から の意見 (11/20部 会後)	より一層のごみ減量と温室効果ガスの削減も含めた環境負荷の低減に向けた2R…… ↓ 温室効果ガスの削減も含めた環境負荷の低減に向けた2R……特にごみ減量の取組強化と 【理由】 ごみ減量と2Rのリデュースは同じ概念であり、特だし表現に	・環境負荷低減だけではなく、「より一層のごみ減量や環境負荷低減」に向けて、「2R(リデュース・リユースの取組)」を強化するという趣旨であり、原案のとおりとさせていただきます。	⇒原案のまま

第四次滋賀県廃棄物処理計画(素案)からの修正箇所一覧表

(廃棄物部会(11/20)意見による修正、委員からの意見(11/20部会後)による修正、市町・一部事務組合・県関係課の意見による修正、議会意見を踏まえた事務局による修正)

番号	頁	箇所		区分	意見等の内容	回答	対応	
22	P 11	第3章 計画の基 本方針お よび目標	第1節 基本方針 2 県民の 安全・安 心…	委員から の意見 (11/20部 会後)	災害廃棄物の処理体制を平時から整えておく必要があります。 ↓ 災害廃棄物の処理体制を平時から備えておく必要があります。 【理由】 通常使用	「災害」という言葉に対しては「備える」が合致すると思いますが、「災害廃棄物の処理体制」という言葉に対しては、「整える」が適当と考えますので、原案のとおりとさせていただきます。 ・P26における同様の箇所を「整える」に修正します。	⇒原案のまま	
23	P 11	第3章 計画の基 本方針お よび目標	第1節 基本方針 3 多様な 主体…	委員から の意見 (11/20部 会後)	私たちのあらゆる活動から ↓ 私たちの活動から 【理由】 例外もあり(全ての活動で廃棄物がでるのか?)	・御意見を踏まえ、以下のとおり修正させていただきます。 私たちのあらゆる活動から ↓ 私たちの様々な活動から	⇒素案を修正	
24	11	第3章 計画の基 本方針お よび目標	第1節 基本方針 1 2Rの取 組強化・リ サイクルの 推進	ごみ発電 一般処理 施設の広 域化	廃棄物 部会	・ごみ処理の広域化とごみ発電(エネルギー回収)について、計画の基本方針に入れた方がよいのではないか。 特に広域化とごみ発電は関連するものであり、規模の小さい施設ではごみ発電ができない。小さい施設が多いためごみ発電も低い割合に留まっている状況。 ・広域化はなかなか進まないのが現状であるとのことだが、だからといって広域化やごみ発電を方針から外すのではなく、結果はどうあれそういう方向性を記載することが必要ではないか。	⇒御意見を踏まえ、「現状と課題」や「施策の方向性」に広域化の意義等を示す表現を追加します。 P24【現状と課題】(一般廃棄物処理施設) …熱利用施設の導入や処理の効率化に向け、 ↓ …ごみ発電や熱利用施設の導入、処理の効率化等に向け…	⇒素案を修正
25	24	第4章 計画の目 標達成に 向けた施策	第2節 廃棄物の 適正処理 の推進			・広域化について、国の基本方針の文言を使うなど、ごみ発電の推進の観点なども含めて入れても良いのではないか。 P25【施策の方向性】(一般廃棄物処理施設の整備等) …処理施設の広域化について、 ↓ …ごみ発電や熱利用の導入、処理の効率化等に資する処理施設の広域化について…		
26	P 13	第3章 計画の基 本方針お よび目標	第2節 計画の目 標	委員から の意見 (11/20部 会後)	「1人1日あたりの最終処分量」を目標とします ↓ 「1人1日あたりの最終処分量」を目標項目とします 最終処分量を目標値とします。 ↓ 最終処分量を目標項目とします。	・御意見のとおり修正させていただきます。	⇒素案を修正	
27	P 13 15	第3章 計画の基 本方針お よび目標	第2節 計画の目 標	一般廃棄 物の定義 等	廃棄物 部会	・13ページの「総排出量」の定義について、国の定義を確認されたい。	・環境省の「一般廃棄物処理事業実態調査」の定義を確認しましたところ合致しておりますので、原案のままさせていただきます。	⇒原案のまま
28	15	第3章 計画の基 本方針お よび目標	第2節 計画の目 標	一般廃棄 物の定義 等	廃棄物 部会	・計画収集量と計画処理量の定義について確認すべき。	・環境省の「一般廃棄物処理事業実態調査」の定義を確認しましたところ合致しておりますので、原案のままさせていただきます。	⇒原案のまま

第四次滋賀県廃棄物処理計画(素案)からの修正箇所一覧表

(廃棄物部会(11/20)意見による修正、委員からの意見(11/20部会後)による修正、市町・一部事務組合・県関係課の意見による修正、議会意見を踏まえた事務局による修正)

番号	頁	箇所		区分	意見等の内容	回答	対応
29	資料編1 P3	資料編		一般廃棄物の定義等 廃棄物部会	・資料編1の3ページのフロー図については、環境省が出すフロー図と言葉を合わせた方がよいのではないかと。例えば、総発生量というものは無い。自家処理量もどうか。	・「総発生量」を削除し、「ごみの総処理量」をフローに追加させていただきます。 ・国のフローを確認しましたが、「自家処理量」は国のフローでもありますので原案のままとさせていただきます。	⇒素案を修正
30	P 15	第3章 計画の基本方針および目標	第2節 計画の目標	一般廃棄物の定義等 廃棄物部会	・再生利用率の定義に、総資源化量÷(ごみの総処理量+集団回収量)×100%とあるが、「ごみの総処理量」というのが、「図表〇 一般廃棄物の各指標の構造(値は平成25年度)」に無い。 ・「計画処理量」のところにカッコ書きで総処理量いくつと書けば良い。	・御意見を踏まえ、「計画処理量」と「ごみの総処理量」について、定義を追記するとともに、図へ表示します。	⇒素案を修正
31	P 17	第4章 計画の目標達成に向けた施策		委員からの意見(11/20部会後)	次のような施策を行います ↓ 次の施策を推進します	・必要な箇所について御意見のとおり修正させていただきます。	⇒素案を修正
32	P 17	第4章 計画の目標達成に向けた施策	第1節 2Rの取組強化・リサイクル推進	容器包装廃棄物 委員からの意見(11/20部会後)	事業者、県民団体、市町、県で構成する「買い物ごみ減量推進フォーラムしが」では、…容器包装廃棄物の削減を推進するため、平成25年2月に「滋賀県におけるレジ袋削減の取組に関する協定」を締結 ↓ 事業者、県民団体、市町、県で構成する「買い物ごみ減量推進フォーラムしが」では、…容器包装廃棄物の削減を推進するため、平成25年2月に〇〇と「滋賀県におけるレジ袋削減の取組に関する協定」を締結	・御意見のとおり以下のとおり修正します。 事業者、県民団体、市町、県で構成する「買い物ごみ減量推進フォーラムしが」では、…容器包装廃棄物の削減を推進するため、平成25年2月に事業者、県民団体、市町、県の間で「滋賀県におけるレジ袋削減の取組に関する協定」を締結	⇒素案を修正
33	P 17 18	第4章 計画の目標達成に向けた施策	第1節 2Rの取組強化・リサイクル推進	食品ロス 委員からの意見(11/20部会後)	(P17) 我が国全体で → 国全体で (P18) 普及啓発を行います。 → 普及啓発を推進します。	・(P17)御意見のとおり修正させていただきます。 ・(P18)以下のとおり修正させていただきます。 普及啓発を行います。 → 普及啓発を実施します。	⇒素案を修正
34	P 18	第4章 計画の目標達成に向けた施策	第1節 2Rの取組強化・リサイクル推進	食品ロス 廃棄物部会	・食品ロス等について、国連の「持続可能な開発目標」(3DGs)も背景に盛り込むとともに、食べきりの取組についてもう少し記載した方が良いでしょう。また、食品ロスの量を把握することを加えてはどうか。 ・フードバンクの取組に関して、県としてどのようなサポートができるか。	・御意見を踏まえ、以下のとおり記載を追加します。 P17【現状と課題】(食品ロス) 世界的に飢餓の増加や食料供給の不安定化が懸念され、国連では2030年までに小売・消費レベルにおける世界全体の一人当たりの食料の廃棄を半減させることを目標として掲げています※その一方、我が国における食品ロス(食べられるのに廃棄された食品)の平成24年度の発生量は…(以下省略) ※「持続可能な開発目標」(Sustainable Development Goals:SDGs)を中核とする「持続可能な開発のための2030アジェンダ」が平成27年(2015)年9月25日に国連サミットで採択。 P18【施策の方向性】(食品ロスの削減推進) ○ 市町や飲食店、宿泊施設、食品販売店等の事業者と連携し、食品ロス量の把握や食品の食べきり等の普及啓発等を行うとともに、食べられるにもかかわらず廃棄される食品の削減に向けた情報提供などを通して、事業者が排出する食品ロスの削減を推進します。	⇒素案を修正

第四次滋賀県廃棄物処理計画(素案)からの修正箇所一覧表

(廃棄物部会(11/20)意見による修正、委員からの意見(11/20部会後)による修正、市町・一部事務組合・県関係課の意見による修正、議会意見を踏まえた事務局による修正)

番号	頁	箇所		区分	意見等の内容	回答	対応
35	P 18	第4章 計画の目 標達成に 向けた施策	第1節 2Rの取組 強化・リサ イクル推進	食品ロス	委員からの 意見 (11/20部 会後) ・飲食店での食べ残しを減らすために、量の少ないシニアメニューなどの導入を進めるのも1つの方法ではないでしょうか。ドイツではずいぶん前から普及しています。 (修正した方がよいと思われたら、文案をお考えいただき加筆願います。入れるかどうかはおまかせします)	・食品ロス削減の取組としては、食べ残しを少なくするためのメニュー(例「小盛りサイズ」など)の検討を事業者に依頼することも取組の一つの方法と考えており、高齢者の方々が食べ残しをしにくいメニューについても同様と考えます。 なお、現在の「…事業者と連携し、…食品の食べきり等の普及啓発…」の記述は上記趣旨も含んだものであるため、原案のままとさせていただきます。	⇒原案のまま
36	P 18	第4章 計画の目 標達成に 向けた施策	第1節 2Rの取組 強化・リサ イクル推進	事業系 一般廃棄 物	委員からの 意見 (11/20部 会後) 近年の一般廃棄物の増加は、事業系ごみの増加によるところが多く、 ↓ 近年の一般廃棄物の増加は、事業系ごみによるところが多く、 【理由】 増加がダブリ	・御意見のとおり修正させていただきます。	⇒素案を修正
37	P18 P22	第4章 計画の目 標達成に 向けた施策	第1節 2Rの取組 強化・リサ イクル推進	グリーン 購入	県関係課 の意見 ・P18には「グリーン購入推進団体」とあるが、P22には「グリーン購入推進ネットワーク」とある。統一すべきではないか。	・御意見のとおり、「グリーン購入推進ネットワーク」で統一し、修正します。	⇒素案を修正
38	P 18	第4章 計画の目 標達成に 向けた施策	第1節 2Rの取組 強化・リサ イクル推進	グリーン 購入	委員からの 意見 (11/20部 会後) グリーン購入の普及拡大 ↓ グリーン購入制度の普及拡大	・必要な物を必要な量だけ購入する消費行動や容器や包装ができるだけ少ない物の購入などといった「グリーン購入」という「行為」を普及させたいという趣旨であり、原案のままとさせていただきます。	⇒原案のまま
39	P 18	第4章 計画の目 標達成に 向けた施策	第1節 2Rの取組 強化・リサ イクル推進	委員からの 意見 (11/20部 会後)	県の物品等の調達において、…購入に引き続き努めます。 ↓ 県の物品等の調達においても、…購入に引き続き努めます。 【理由】 上の○の文章との連続性を考慮	・御意見のとおり修正させていただきます。	⇒素案を修正
40	P 19	第4章 計画の目 標達成に 向けた施策		委員からの 意見 (11/20部 会後)	○○を行います ↓ ○○を推進します(○○を促進します) ※主体的かどうかで、「推進」と「促進」の記載分けをすること	・必要な箇所について御意見のとおり修正させていただきます。 ※全体をチェックし、必要な箇所は置換していきます。	⇒素案を修正
41	P 19	第4章 計画の目 標達成に 向けた施策	第1節 2Rの取組 強化・リサ イクル推進	リユース 品の交換 等の推進	委員からの 意見 (11/20部 会後) リユースショップや修理取扱店の情報を提供します ↓ リユースショップや修理取扱店の情報提供を推進します	・情報提供には「推進」がなじまないと思われるので、必要な箇所について以下のとおり修正させていただきます。 リユースショップや修理取扱店の情報を提供します ↓ リユースショップや修理取扱店の情報提供を実施します	⇒素案を修正

第四次滋賀県廃棄物処理計画(素案)からの修正箇所一覧表

(廃棄物部会(11/20)意見による修正、委員からの意見(11/20部会後)による修正、市町・一部事務組合・県関係課の意見による修正、議会意見を踏まえた事務局による修正)

番号	頁	箇所			区分	意見等の内容	回答	対応
42	P 21	第4章 計画の目 標達成に 向けた施策	第1節 2Rの取組 強化・リサ イクル推進	産業廃棄 物のリサ イクル	委員から の意見 (11/20部 会後)	<p>・「国の「建設リサイクル推進計画2014」の目標のうち……」の文章は削除すべき。</p> <p>【理由】 「国の「建設リサイクル推進計画2014」の目標のうち、がれき類の再生資源化率(99%以上)や建設混合廃棄物の再生資源化・縮減率(60%以上)は達成していない状況」とあるが、「計画2014」の目標年次はH30年度である。また、建設混合廃棄物は新たに設定した対象品である。</p>	<p>・御意見のとおり、削除させていただいたうえで以下のとおり修正します。</p> <p>国の「建設リサイクル推進計画2014」の目標のうち、がれき類の再生資源化率(99%以上)や建設混合廃棄物の再生資源化・縮減率(60%以上)は達成していない状況であるほか、下水道汚泥…増加しておりこの再生利用等の取組も課題となっています。</p> <p>↓</p> <p>高度経済成長期に建設された施設等の更新に伴い建設廃棄物の増加が見込まれるほか、下水道汚泥…増加しており、これらの再生利用等の取組も課題と考えられます。</p>	⇒素案を修正
43	P22	第4章 計画の目 標達成に 向けた施策	第1節 2Rの取組 強化・リサ イクル推進	多様な資 源回収 ルートの 利用促進	議会意見 踏まえた 事務局に よる修正	<p>・店頭回収(スーパー等での資源回収)の「実施店舗」だけをPRするのではなく、そういう仕組みを回している人達がいるので、そうした仕組みが滋賀県に行き渡るようにされたい。</p>	<p>・「実施店舗」に係る情報に加えて、回収システム(店頭回収での処理の流れ等)に係る情報も併せて情報提供する旨を追加します。</p> <p>実施店舗に係る情報を県民に周知し、その利用を促進します。</p> <p>↓</p> <p>回収システムおよび実施店舗に係る情報を県民に周知し、その利用を促進します。</p>	⇒素案を修正
44	P22	第4章 計画の目 標達成に 向けた施策	第1節 2Rの取組 強化・リサ イクル推進	市町への リサイク ル施策に 係る情報 提供	議会意見 踏まえた 事務局に よる修正	<p>・廃食用油について、積極的には触れられていない。滋賀県で先駆的に行われている取組であり、ぜひ育てていくかたちで記述してほしい。</p>	<p>・御意見を踏まえて、以下のとおり修正します。</p> <p>県内市町のリサイクル施策の取組状況や他県等の先進事例などの情報提供を通じて、市町におけるリサイクル施策を支援します。</p> <p>↓</p> <p>県内市町のリサイクル施策、古紙や廃食用油などの資源回収の取組状況、他県等の先進事例などの情報提供を通じて、市町におけるリサイクル施策を支援します。</p>	⇒素案を修正
45	P24	第4章 計画の目 標達成に 向けた施策	第2節 廃棄物の 適正処理	一般廃棄 物処理施 設	県関係課 の意見	<p>省エネルギーを推進するため、</p> <p>↓</p> <p>省エネルギー・創エネルギーの取組を推進するため、</p> <p>地球温暖化対策</p> <p>↓</p> <p>地球温暖化対策等</p>	<p>・御意見のとおり修正します。</p>	⇒素案を修正
46	P24	第4章 計画の目 標達成に 向けた施策		一般廃棄 物処理施 設	県関係課 の意見	<p>・“創エネルギー”の注釈を追加</p> <p>【理由】 十分に浸透していない言葉であるため、注釈があった方が良い。</p>	<p>・平成25年5月に国が策定した「廃棄物処理施設整備計画」や、本県の平成25年3月策定の「滋賀県再生可能エネルギー振興戦略プラン」においても注釈を付けず「創エネルギー」の言葉が使用されるなど、エネルギー分野では一般的に使われていることから原案のままとします。</p>	⇒原案のまま

第四次滋賀県廃棄物処理計画(素案)からの修正箇所一覧表

(廃棄物部会(11/20)意見による修正、委員からの意見(11/20部会後)による修正、市町・一部事務組合・県関係課の意見による修正、議会意見を踏まえた事務局による修正)

番号	頁	箇所	区分	意見等の内容	回答	対応	
47	P24	第4章 計画の目 標達成に 向けた施策	一般廃棄 物処理施 設	市町・一 部事務組 合の意見	・8行目の「大津・志賀、」を削除。 【理由】 ・大津市で「志賀地域」との呼び方はしない。 ・広域化計画に基づく広域化のことを指しているならば「〇年〇月策定の〇〇計画に基づく広域化or踏まえた広域化」等と入れるべき。	・御意見を踏まえ、以下のとおり修正します。 大津・志賀、甲賀、湖北、湖西の各地域において一般廃棄物処理施設の広域化(集約化)が行われ、今後、湖東地域において広域化が検討されています。	⇒素案を修正
48	P24	第4章 計画の目 標達成に 向けた施策	一般廃棄 物処理施 設	市町・一 部事務組 合の意見	・「湖東地域において広域化が検討されています。」とあるが、既に広域化で動いており、「検討」という段階ではないので表現を改められたい(「広域化が進められている」であれば良い)	↓ 県内の各地域において平成11年3月策定の「滋賀県一般廃棄物処理広域化計画」を踏まえた一般廃棄物処理施設の広域化(集約化)が進められています。	⇒素案を修正
49	P 25	第4章 計画の目 標達成に 向けた施策	水銀廃棄 物の適正 処理(一 般廃棄 物)	委員から の意見 (11/20部 会後)	水銀添加廃製品をはじめとする ↓ 水銀添加廃製品(蛍光管等)をはじめとする 【理由】 例示を入れてわかりやすく	・御意見を踏まえ、以下のとおり修正します。 水銀添加廃製品 ↓ 水銀添加廃製品(電池、蛍光管および水銀体温計等)	⇒素案を修正
50	P 27	第4章 計画の目 標達成に 向けた施策	散在性ご み	委員から の意見 (11/20部 会後)	参加率が低い若い世代への働きかけを行いながら引き続き取組を実施 ↓ 環境美化活動での参加率が低い若い世代への働きかけを行いながら引き続き取組を実施	・御意見を踏まえ、以下のとおり修正します。 参加率が低い若い世代への働きかけを行いながら引き続き取組を実施していく必要があります。 ↓ 環境美化活動等への参加率が低い若い世代への働きかけを行いながら引き続き取組を実施する必要があります。	⇒素案を修正
51	P 29	第4章 計画の目 標達成に 向けた施策	第2節 廃棄物の 適正処理 の推進	委員から の意見 (11/20部 会後)	中間処理目的による流入で、内訳の主なものとしては・・・となっており、そのほとんどが再生利用目的で搬入されているものと推測されます。 ↓ 中間処理目的による流入で、内訳の主なものとしては・・・となっています。(後半削除) 【理由】 前段で中間処理目的による流入と記載しており、ダブリ表現	・中間処理と再生利用は一致するものではないため、再生利用の記載は残させていただきますが、「目的」の文言が重複しているため以下のとおり修正します。 中間処理目的による流入で、内訳の主なものとしては・・・となっており、そのほとんどが再生利用目的で搬入されているものと推測 ↓ 中間処理目的による流入で、内訳の主なものとしては・・・となっており、そのほとんどが中間処理後に再生利用されているものと推測	⇒素案を修正
52	P 29	第4章 計画の目 標達成に 向けた施策	産業廃棄 物の県内 搬入およ び県外搬 出	委員から の意見 (11/20部 会後)	本県が大阪湾広域臨海環境整備センターの最終処分場への廃棄物搬出県であることなど県内発生 of 廃棄物の適正処理には広域的な処理が不可欠であることなどから ↓ 県内発生 of 廃棄物の適正処理には広域的な処理が不可欠である(本県が大阪湾広域臨海環境整備センターの最終処分場への廃棄物搬出県)ことなどから	・「であることなど」が重複していることから、以下のとおり修正させていただきます。 本県が大阪湾広域臨海環境整備センターの最終処分場への廃棄物搬出県であることなど県内発生 of 廃棄物の適正処理には広域的な処理が不可欠であることなどから ↓ 本県が大阪湾広域臨海環境整備センターの最終処分場への廃棄物搬出県であり県内発生 of 廃棄物の適正処理には広域的な処理が不可欠であることなどから	⇒素案を修正

第四次滋賀県廃棄物処理計画(素案)からの修正箇所一覧表

(廃棄物部会(11/20)意見による修正、委員からの意見(11/20部会後)による修正、市町・一部事務組合・県関係課の意見による修正、議会意見を踏まえた事務局による修正)

番号	頁	箇所		区分	意見等の内容	回答	対応	
53	P 24	第4章 計画の目 標達成に 向けた施策	第2節 廃棄物の 適正処理 の推進	水銀廃棄 物の適正 処理(一 般廃棄 物)	廃棄物 部会	・国のガイドラインには明示されていないが、ごみ処理施設の排ガスに水銀の規制がかかる旨を記載するべきではないか。規制値をいくつにするかということや既存施設はいつから適用するかなどは現在検討中であるが、条約では対象になっているので自治体にとってはそちらの方が大きい問題である。	・ダイオキシンについて一般廃棄物処理施設の維持管理に向けた情報交換や監視指導の中で取り組むこととしているのと同様に、排ガスに含まれる水銀の問題もこの中で取り組むこととして整理させていただきます。	⇒原案のまま
54	P 30	第4章 計画の目 標達成に 向けた施策		委員から の意見 (11/20部 会後)	(P30はこの表現が多い) ○○を図ります。 ↓ ○○を推進します。(○○を促進します)		・必要な箇所について御意見のとおり修正させていただきます。	⇒素案を修正
55	P 33	第4章 計画の目 標達成に 向けた施策	第3節 その他	公共施設 等の老朽 化対策	県関係課 の意見	(原案) 「長寿命化対策を進めることで施設の更新に伴う解体工事の発生件数が抑制され、」 ↓ (修正案) 「長寿命化対策を進めることで施設の更新に伴う工事の発生件数が抑制され、」 【理由】 施設の具体的な長寿命化対策である予防保全の実施により、施設の更新(建て替え)だけでなく大規模改修の頻度も抑制でき、建設廃棄物の抑制に資するため。(解体工事だけではない)	・御意見のとおり修正します。「解体」を削除。	⇒素案を修正
56	P 33	第4章 計画の目 標達成に 向けた施策	第3節 その他	バイオマ スの利活 用の推進	廃棄物 部会	・バイオマスの利活用については、『第3節 その他循環社会の発展につなげる施策の推進』に位置づけられているが、内容的には本体の計画の中にあってもよいと思う。	・バイオマスの利活用をより推進する観点から別建てにしており、原案のとおりとさせていただきます。	⇒原案のまま